

参議院建設、地方行政委員会連合審査会會議録第二号

昭和三十九年六月十日(水曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

建設委員

理事

安田 敏雄君

石井 桂君

稲浦 鹿藏君

瀬谷 英行君

委員

小沢久太郎君

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

高橋進太郎君

小柳 勇君

田中 一君

武内 五郎君

中尾 辰義君

田上 松衛君

村上 義一君

地方行政委員

理事

竹中 恒夫君

石谷 憲男君

西郷吉之助君

西田 信一君

松本 賢一君

委員

井川 伊平君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松澤 兼人君

光村 甚助君

辻 武寿君

國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

政府委員

經濟企画庁 崎谷 武男君

水資源局長 平井 學君

建設大臣官房長 畑谷 正実君

建設省河川局長 畑谷 正実君

事務局長 畑谷 正実君

常任委員 鈴木 武君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

常任委員 中島 博君

建設大臣(河野一郎君) 別に基準に

なるべきものがあつて、この基準に

よつたらこれはこうであるということ

ではございません。つまり、われわれ

といひましては、わが国のいづれ

の国土保全上、将来順次一級河川とし

て、これを治水、利水の面において完

全に行政してまいらなければならぬと

考えております。川はたくさんあるわけ

でございます。その中で、いづれも予

算の關係もございまして、また、行政

の都合もございまして、順次広範に広

げてまいりたい。あたかも道路におき

まして、一級道路、二級道路と申しま

しても、別に一級と二級との間には、

多少の違いはございすけれども、結

めてみれば、順次県道が二級国道とな

り、二級国道が一級国道となるという

ようなことで、私は、河川審議会の議

を経ましてそれぞれ指定してまいると

いうことでございす。河川審議会に

諮問いたします場合には、前回申し上げ

ましたとおり、まず最初、全国で将

来一級河川としてこれは管理する必要

があると考えられますものは、百十も

しくは百二十河川に及ぶと思ひます。

これらの河川を順次管理し、もしくは

順次これを治水、利水の面において完

全に行政してまいることができるよう

にしてまいりたいということござい

ます。これら百十河川は、いづれも

国土保全上重要な河川であることに

間違いございせんが、その間にはお

のずから緩急がございす。重要な度

合に多少の違いはあるということに

私は考えております。したがって、今

後政令に指定する、これは、いま申し

上げましたように、重要河川の中にお

いて、河川審議会の議を経まして順次

重要度によりまして一級河川の指定を

してまいり、こういうつもりでござい

ます。

○鈴木壽君 私、お尋ねしたい肝心の

点がお答えいただけないのであります

が、重要な河川、これが現在そう思わ

れるものが百十ないし百二十くらいあ

るんだと、しかし、一度にそれを指定

するのじゃなくて、いろいろな点を勘

案をして、軽重、先後の区分けをして

指定をしていくのだ、こういうお話

で、その点については、その限りでは

わかりませんが、その重要な河川とい

う百十なり百二十なりを取り上げ、その

基準を一体どこに置くのか、これが問

題だと思ひます。ただ重要だ

からと、こういうだけでは、たゞさ

んある川の中で百十なり百二十なりとい

うものを選定する場合、それだけでは

いけないのじゃないか。いまの例であ

げられました一級国道あるいは二級国

道、その他の地方道等の場合におきま

しても、一級国道はかくかくのこうい

うような条件を満たす道路だ、こうい

うのがあるはずなんです。ところが、地

方における、いわゆる主要地方道にお

いてもそういうことがあるのでありま

すから、私は、そういうことを一体今

度、これは大事な問題でありますの

で、どういうところに基準を置いて政

令で指定しようとするのか。これを私

お伺いしておるわけなんです。いま

す。たとえば流域の問題、あるいはそ

の流域内の区域のいろいろな産業条件

の問題、こういう問題も当然これは

入つてまいらなければならぬじゃない

だらうかと思ひますが、そう

いうものをいさ少し具体的に、おそ

く指定する場合には考えざるを得ない

と思ひますが、現在考えてお

るところを明らかにしていただき

たい、こう言うのでございす。

○國務大臣(河野一郎君) もちろん流

域の広さ、水の流量の大小というよう

なものももちろん参考になることは申

すまでもございせん。しかし、私がこ

こで一つのものをさし、一つの基準に

よつてきめかねると申し上げますこと

は、たとえて申し上げますれば、一番

われわれとして意図するところのもの

は、その川が荒れておるとか、荒れて

いないとかということが非常に大きな

問題だと思ひます。国民諸君、もし

は国土保全の意味からいいますと、台

風の常襲地帯の川は、その川が比較的流量は少ない、もしくは流域は狭いといひましても、それが一般沿岸の農民諸君に及ぼす迷惑というものの大小等を判断いたしますれば、やはりこういうものは先決してこれを取り扱わなければいけません。この川に比べて、あわせて、この法律で一般河川になりますれば、国が直接管理するということになるのでございますから、国が管理を一方においてしながら、やることはほとんどいまままでおりというわけには、私はまいらぬと思うのであります。したがって、一方において管理の責任をとる以上は、治水の面において十分国が責任をとるということでなければならぬと思ひますので、最初から予算のつかない河川の指定はやるべきじゃない、こういうふうには私は考へておりまして、この河川の指定にあたりましては、十分、ただいまも御質問がございまして、各方面の御意見を承り、審議会の議を経て慎重に指定はしてまいるべきものだ、こう考へております。

○鈴木壽君 どうもあまり抽象的なんですが、いまここで、この指定をする場合の基準というものを明らかにすることは、ぐあいが悪いのでしょいか、大臣。というのは、それは重要であり、あるいは流域の面積なり流量なんかも考へるのだ、さらにまた荒廃の度合い等によつても当然見ていかなければならぬ、こういうお話がございましたが、ただそういう点を、たとえば流域の面積ですか、あるいは河川の延長、流水の量、こういうものでも何か基準がないと、ただあなた方が見て、これが重要だ、あるいはこれはこちらの方が管理をしなければならぬという、こういうのでは、まことにこ

れはあぶなっかしい話だと思うのであります。たとえば、さっき私ちょっと申し上げましたように、いま触れた流域面積なり、あるいは延長なり、あるいは流量なり、こういうもののほか、その流域における人口あるいは産業の状態、耕地面積、こういうものも当然これは考へていかなければならぬじゃないだろうか、私は思うのであります。そういう点をやはり政令で指定をするのですから、基準というものが、私はなければならぬと思ひます。ただ建設省が、あるいは大臣が、これが重要だからと、こういうことだけではこの問題はどうかはつきりしないと思ひます。場合によつては、一部府県だけに限らず、二以上の都府県にまたがるような、しかも、それらの府県に關係のある大きな川と、こういうようなことも考へられておるようにも聞いておるのであります。そういう点をもう少しはつきりしなきゃならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(河野一郎君) 多少の意味は違ひますけれども、従来の法律用語からいたしまして、従来は直轄河川、それを指定する場合の法律用語は、やはりこういふように「重要」とか「重大」とかいうことでございまして、用語はあまり違ひない用語になつておる。で、いままでどういふふうに指定してきたかといへば、過去の行政は、同様に建設省において十分調査をし、県知事から、もしくは地元の方々の御要請によつて直轄河川というものを指定してきた、こういうふうによつてまいつておると私は思ひます。したがって今後、一般河川をどうするか、

何も裏も表も全然ございせん。しいて申せば、先般申し上げたとおりに、予算がきまりませんから、何本さしあたり一般河川としてきめるかということについても、私はまだ確固たるプランは持つておりません。したがつて、相なるべくは、私は、たくさん予算をもちましてたくさん川の指定をして、そうして十分に河川行政を活発にしていきたいという意欲は持つておりますけれども、いま申しましたとおり、予算の裏づけのないものをみだりに直轄、直轄というふうに指定して、そうして管理だけ建設省がやるということとは適当でないということで、従来どおり、知事さんにしほらくの間お願ひしてやつてもらふようにするよりしかたがないのじゃないか、こう思ひます。で、ございまして、その間に予算を、今後、河川の何カ年計画のもとに一つの方向をきめて、そうしてこれだけの川をこの法律においてつづいて治水、利水の完べきを期するようにしていこうという案をつくるべきだと私は思ひます。その際、一般河川はどうしてきめるか、これは、先ほど来たたびたび申し上げますように、どなたがお考えになりましても、全国で適用の資格のある条件が備わると申しますか、資格のあるというところもおかしいことですが、やらなければならぬと思はれる川は、おおむねどなたがごらんになつても百十とか百二十、これらの百十ないし百二十の川について、どこから先にやるかということが問題だと思ひます。したがつて、これらについては、各界の学識経験者、つまり河川審議会の議を経て、原案は、むろん県知事と建設省と相談を

いたしまして原案をつくりまします。これについて河川審議会において十分御検討を願ひまして、その上で決定してまいらうというのでございまして、その際、先ほど申し上げたとおりに、流域の広さとか、数県にまたがつておる沿岸の住民の数がどうであるとか、というふうなことは、むろん一つの大きな資料にはなると思ひますのでございまして、けれども、それを一々書きつらねて、これが一番大きなウェイトを持つていけるものだというわけではなからうと思ひます。したがつて、ここにことばの表現としては、「重要」とはよく然としておるかもしれませんが、その内容としては、いま申し上げましたとおり、すでにたびたび私は機会あるごとに申し上げておりますように、建設省で単独にきめるべきものではなく、県知事の意見によつて河川審議会の議を経てきめるべきだと申し上げておるのであつて、それ以上建設省において腹案もなければ何も持つていない。世論に従つてきめていくのが一番正しい態度だと思ひます。

○鈴木壽君 その前に言へることは、現在直轄工事を行なつていゝわゆる直轄河川は全部一応対象になるのだ、端的に言つて。ただ一般河川として指定するものは、そのうち、最初どれになるかは、河川審議会や都道府県知事の意見を聞いてきめるのだ、こういうことになると思ひますが、それでよろしうございませぬ。

○政府委員(畑谷正実君) いま大臣からお答えのとおり、現行河川法によつて、これは「公共ノ利害ニ重大ノ關係アリ」、こういうような表現を使ひまして、その中からいゝわゆる適用

河川というものを選りまして、漸次そういう指定が行なわれておるわけでございますが、今回の河川法の改正によりまして、「国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で」というような表現によりまして、今回におきましては、いわゆる公益的なそういう観点からいって、現在、徳川時代あるいは明治を経てどういう河川が重要であるかというところは、当然現行の河川法によって実態がある程度ここに出てきておるわけでありまして、いま大臣が申されましたとおり、現在適用河川としてそういうような数が出ておりました、これはやはり皆さんが見て非常に重要な河川である、こういうふうにお考えであらうと思ひます。今回の河川法によりまして、いわゆるそういうような一つのめだはあるのでございしますが、個々にどういうふうな指定をしていくかというところにつきましては、これは順次の動作でございまして、一つの何か、流域がどうである、あるいは流量がどうである、あるいはその水資源の重要度がどうであるかというところは、一つの目安にはなりませんが、一級水系の指定の基準はこれこれであるということには、さらにいろいろなそういうような要素が入ってくる、こういうことでござい

ます。

○鈴木壽君 私お聞きしたいのは、そのお話はわかりました。お答えを聞いておきますと、いま直轄河川というものが百幾つある、それは一級河川の資格といひますか、条件に合った川なんだ、こういうふうな指定をして、そうしてただ指定をする場合の軽重関係、

いろいろあると、こうおっしゃるのだが、財政関係もございましょうし、いろいろあると思ひますが、ですから、そのうちどれを指定するかは別にしておいて、いま考えておるのは、直轄河川を大体一級河川ということに指定するのだ、こういうことに了解していいか、こういうことを私は聞いておる。

○政府委員(畑谷正実君) 現在の直轄河川でやっておるものが、この第四條に規定するものであるかということになると、それはそのとおりであるということはお話し申し上げられませんかけれども、しかし、現在そういうふうな重要な河川であるがゆえに適用河川になり、直轄工事として施行されておるわけでもございします。どなたが常識的に考えましても、これは非常に重要な川である、こういうふうにお考えになると思ひます。われわれもそういうふうな考えております。したがって、そういうような水系に指定するときは、総合判断がございするが、一つの考え方としては、そういうような重要な川であるというふうな考えで、差をつけられない、こう思っております。

○鈴木壽君 私その問題もう時間もあまりありませんから、その程度にして……。

○鈴木壽君 現在のように河川行政と申しますか、あるいは治水の面におきましても、利水の面におきましても、非常にばらばらだ、これを建設大臣が管理することによって一貫した対策も講ずるようになるのだ、こういうことをおっしゃって、それが今回の法改正と申しますか、新しくしようとするのでありますが、最大のねらいである、こういうことをうたったと思

うのであります。しかし、この問題、確かにばらばらな形にもなっておりますのであります。私はその際に、管理権とは問題が違ふのじゃないか、こういうふうな申し上げておったのです、そこでひとつお聞きしたいのであります。河川行政について最高責任を持っておるものは、現在の法でもこれは建設大臣ですね。現行法の第四十九條には、河川行政の最高責任者としてやはり監督の責任を建設大臣が持っておることが明記されておるのではありません。もしばらばらなそういう状態であったとすれば、私は、建設大臣としてそこに責任の問題、監督の問題、こういうところに欠くところがある、この点はどうか、こう思うのです、ふうに考えておりますか。

それからもう一つ、これもこの前ちょっと私触れしておきましたが、全体的には、いま言ったようなことになりませんが、さらに河川法に基づいて行なういろいろな工事に就いては、やはり建設大臣が最終的には認可をしなげやならぬという、こういうこと、あるいは実際に仕事をする場合に、建設省から査定を受けて設計をし、その実施設計も建設省から見てもらって、場合によつては手直しをされて、そうして工事をやっておる。そうしますと、私は、ばらばらな治水なり、あるいは利水のそういう対策、こういうことを単に知事が管理権を持っておるのだからと、こういうことにきめてつけてしまうことは、これは当を得ないと思ふのですが、その点はどうか。

○国務大臣(河野一郎君) わが国内の地方行政、これが戦前と戦後との間に

どの程度の違いがあるか、内務省のもとに知事が任命された時代の行政と、今日、地方自治制が確立いたしました、そして、そうして内務省が解体して、建設省に土木行政が移った。その間にどの程度の変化があるか、いまお話しのとおり、法律は明治二十九年の法律でございしますから、確かにそういうふうな規定はいたしております。また、これを指導監督することについては、これを指導監督することについては、監督もしくは指導と、さらに協調というものがどの程度に運営されておるかということについては、すでに御承知のとおりでございします。よつて私は、明治二十九年の時代に書かれた河川法をもつてしまつては適當でない面が多いと、したがつて、名実ともに今日の地方自治の状態に合致するように、みずから管理するものについては、責任をとるものについては、一級河川として名実ともにこれをやるということが適當であらう、おわかりのとおりです。従来は一河川について一部分を直轄いたしておりました。したがつて、水系全体についてこれを直轄いたしておるものはございせん。それが明治、大正、昭和の初期、戦争までのいわゆるわが国の内務行政の時代においては、内務省と県行政との間の一体性という意味から、この法律で完全に行政の指導はできた、また、このことをだれも怪しまなかつた。ところが、今日の地方議会の自立性、府県予算と中央の予算の關係等から見まして、この程度の規定で、いま申し上げるように、完全に水系の一体化をはかつて指導してまいらうということは適當でないというのが、すみや

かに本法の改正をしなければ、だんだんそういう問題に當面しておる。現に農林省との關係におきましても、一方において砂利の採取という問題だけ見ましても、県におまかせしておる砂利がどんどん、どんどん取られてしまつて、一方において水が田に引けなくなつておるというふうな川もあるわけでありまして。それじゃその責任は建設大臣にあるのじゃないかとおっしゃつても、何度通牒を出してみても、それはうまくいかない、現実がとにかくそういうことであります。いかに知事を罷免するとか、そんなむづかしいことをできるものでもございせんし、というのが実情じゃないか。でございしますから、私は、そういう点について責任をばらばらにされれば、これまで法律上そういうことになるかも知れませんが、むしろ法律のほうから直して、現状に合致するように直していただくことが適當であらう、こう思うのでございまして、御了解いただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 私は河野さん、あなたのいまの考え方、非常に大事な問題だと思ふのであります。むしろそういう考え方だとしますと、大事なところより危険な一つの考え方だと思ふのです。権力を持って上から下までやるのだ、こういうふうな、端的にいえばそういうことになると思ふ。非常に私は危険な考え方と思ふ。特に先般も、あなたのおられなときで、私か、私は地方自治というものは一体どういうものでなければならぬかというところで自治大臣にもお聞きしたのであります。これは非常に私は危険な考

え方だと思ふのであります。国は、たとえ河川の問題にしろ、あるいは道路の問題にしろ、その他の問題にしろ、高い立場に立つて全体的な計画なり、あるいは調整なり指導なり、こういう立場に立つべきだ、いまの考え方は、あなたが例として出している憲法における地方自治の考え方は、そういう考え方になってきている。それを今度引っくり返して、いろいろものを権限を持ってやらなければならぬというような考え方から、権限を国へ引き上げるのだ、こういう考え方は私はとるべきじゃないと思う。まあしかし、これは意見の相違でありまして、から、その問題については長くやっていることもどうかと思ひますから、それはやめますが、私は、いま言ったそういう考え方は非常に危険だ。法にあるものをもしやるのだしたら、やれることを私はやらない、こういうふうに言わざるを得ないと思ふのであります。たとえいまの河川法にしても、監督の責任あるいは河川行政における監督の責任を建設大臣が持つておるといふことだけでなしに、河川法のそれからしますと、これは国が管理権を引き上げなくて、全部の監督権を持たなくともちゃんと河川の管理は、場合によつては主務大臣がやれるようになってゐる、こういうものを利用したらどうなんですか。これもだめだ、いまある法律を、明治二十九年で古いかもしれないが、いまの法律を活用することによつて、引用することによつてできる面がたゞさんある。それをやらないで、河川法の第六條、現在まであれですか、第六條一項のたゞし書きで、この規定から国がある部分

について管理を行つたというように、こと、こういうような、これはひとつ局長のほうでもよろしゅうございませうが、どういふ例がありますか。どの河川について、どういふ箇所について、六條一項を適用してやつたのだ、こういうのがあつたら例をあげてください。
○委員長(安田敏雄君) ちよつと速記をとめてください。
(速記中止)

○委員長(安田敏雄君) 速記をつけ

○政府委員(畑谷正実君) 現行河川法の第六條によります直轄の管理の実例はございませう。利根川につきましても、木曾川につきましても、部分的ではございませうが、直轄の管理区域を持つておられます。それからダムのような施設、これの直轄管理もいたしております。区間が非常に短いので、どこかの村からこの村というところはちよつと申し上げかねます。

○鈴木壽君 治水なり利水の面で、どうして現行の河川法による原則である知事の管理権、こういうものによつておけないといふので、六條一項たゞし書きを適用したのが、いまあげられたようなところがございませう。それをもつと広範にやつたらいいじゃないですか。これはやれるのです。そういうことをやらないで、これは特殊なところでやられていることも知つております。知つていながら聞いているのです。が、そういうことをやることによつて、私は、大臣がしばしば言う、ばらばらだとかいふことを聞かないというやうな、そういう問題のなくなるやうにできるこれは法律です。ですから、私はさつきも別の面から、四十九條の

河川の行政の監督という面から、大臣に責任はないかと、こつ言つたのです。が、そういう面からいつても、あるいはこの六條からいつても、あなた方が指摘するやうな不都合な点といふものは、これは解消できるのです。河川法全体についていろいろ手直ししなければならぬ、そういう問題は、私は否定しておりません。しかし、管理権の問題は、私は、だからといって、この改正の中心目標にして、国が管理権を引き上げなければならぬ、こういう考え方というものは、どうしても私は納得できない。いままでこういう法規がありながら、また別なところもお聞きしますが、こういう法規がありながら、それを完全に行なわなかつたといふのであれば、そのために河川行政がばらばらな形で、国民にも不便を与えている、こういうのであつたら、私はまず第一に、それをしなかつた、この法をちゃんと適用、活用しなかつた政府の責任であらうと思ひ、場合によつては怠慢であるかもしれない、あるいはそれをしなかつたといふのであれば、私は無能力だつたといふふうに言わざるを得ないと思ふのであります。いづれにしても、ことばは少し過ぎました。が、私はまずこの点について、政府が反省するといふところから、この問題を考へていかなければならぬじゃないか、こつ思ふのであります。私は、何も知事会がどうのこつ言つてゐるから、知事会から頼まれたわけでもない。しかし、どう考へても、いまの問題というものは、あまりにも権力をみんな持つていつてしまふのは、いまの地方自治に対する考え方逆行している考え方です。できるだけそういうものは

のは地方団体がやれるようにしようといふのが、いまの地方自治の考え方であり、あるいは地方制度調査会なり、臨時行政調査会ですか、ああいうものにおいても、そういう大きな柱だけはおいて、ちゃんとできている。それと逆行した形をいまなぜ行なわなければならぬかといふのが、私の聞きたいところなのです。少し話は長くなりましたが、一体なぜ六條にあるいはその他をフルに使つてやればやれるものをやらなかつたのか、こついう点について、あなた方はどういふ反省を持つておられるのか、お聞きします。

○政府委員(畑谷正実君) いまのお話でございませうが、現在の河川法におきましては、御承知のとおり、管理権といふものは地方自治体、いわゆる府県が持つておつて河川を管理してゐる。こついうことで、特殊な例として建設大臣がみづから管理をする、あるいは工事をする、こついう態勢になつてゐるわけにございませう。いまお話しのとおり、六條によりまして、特殊なところにおきましては、ごく小部分でございませうが、直接大臣が管理いたしまして、こついうことを実行いたしてゐるのでもございませう、こついうやうな問題は非常に局所的な問題でございまして、それを現在のやうな社会情勢あるいはいろいろな要請から、公益的見地から、それをやらなければならぬ、いまお話しのように、こついうやうな法律があるんだから、これを直していけばいいといふやうな論を進めていくと、現在のやうな、新しい河川法の法律のやうな条文になる。こついうふうに考へております。

○鈴木壽君 いや、私聞いたのは、いまある法律を直していけといふのじゃないのです。いまなぜこれをちゃんと活用しないか、こついうことを言つてゐるのです。あなたは部分的と言ひますが、この六條一項たゞし書きは、これは単にあなたが言うやうな狭い意味の部分的の問題じゃないのですよ。治水の問題等ではどうつておけないといふやうなところがあつたら、「自ラ河川ニ関スル工事ヲ施行シタルモノニ付必要ト認ムルトキ又ハ他府県ノ利益ヲ保全スル為」、いま利水の問題なんかそれでいい。これが大きな問題で、今回の法改正に踏み切つたのでしよう、あなた方。「他府県ノ利益ヲ保全スル為」といふことなんですから、部分的な小さな箇所の一つのダムとか堰堤とか、そんな問題じゃないのですよ。だから、あなた方がいまやつてきて、部分的なそういうものをもつと広げることゝ可能であるし、相當な広範囲にわたる直接的なあなた方の権限といふものをそこへやれると、こついうことがいまの六條の規定でしよう。なぜそれをやらないのか、こつ言わざるを得ないと私は思ふ。私は、何もこの六條を改正せいとかなんとか、こついうことでなしに、現行法によつてやれるところがあるのじゃないか、やれるんじゃないか、こついうことで聞いているのです。

○政府委員(畑谷正実君) いまのお話でございませうが、ちよつとこの六條の解釈上の問題もございませうが、この六條といふのは、前にお話ししましたとおり、管理の主体といふものは知事であり、管理の主体といふものは知事であり、特に問題になる、いま先生がお話しのとおり、他府県の利益に云々といふのは、たとえて言

うならば、木曾川に揖斐川が流れ、あるいは木曾、長良と、そういうような川が二つ流れおりまして、それが境界がまん中になる、その中に堤防があると、こういうような問題につきましても、一方は三重県、一方は愛知県と、そういうようなところで、そういう中の堤防を維持管理するのに、両県に対して非常に影響がある、しかも、両県からいろいろの問題点が起るというのを、特に大臣がみずからそういうような中立的な立場をとる、あるいはダムの問題にしましても、両県にまたがっているような場合の管理、こういうようなことをやるといふことでございまして、いまお話しのとおり、水系区間として一つの水利調整がある他府県にまたがるのじゃないか、そういうものを全部やれというわけじゃございせんので、そういうようにやろうというのが、今度の新しい法律によつてやる、そういうふうに考えております。

○鈴木壽君 あなた特に法律を狭く考えよう、狭く考えようとしておりますね。じゃ、その点はいいいですが、いま問題になっておりますのは、いわゆる治水の問題もありすけれども、利水の面で非常に大きないろいろの問題があつて、こういう法律にしようという一つの中心問題だと思ふのであります。これは大臣もしばしば言つておられます、法律の提案理由の説明の中にもそういうことが書かれております。そこで、利水の面になりますと、必ずしも現行法で完全でないという点も私はあると思う。しかし、それを補つて、利水の面で他の地域の人たちの問題等をそれを特に考慮して、

それを解決しようとしたのが水資源開発促進法だと思ふのですが、これについては、私がいま言ったように理解していかどうか、ひとつお聞きしておきます。

○政府委員(畑谷正実君) ちょっとお話を趣旨が、私理解が間違つておるかもしれないが……

○鈴木壽君 じゃ、もう一度申し上げます。水の問題でいろいろ、たとえば例を申し上げますと、東京の水不足、これを利根川からどうしようとか、いろいろのことがあつて、しかし、話し合いなり、実際の工事というものがなかなか進まないという問題があります。そこで、現行の河川法からいいますと、あなた方は、知事が権限を持つてゐるからどうかとか、いろいろのことを言うのでありますが、ともかくとして、そういう現象だけは確かにある、そういう事態はあるのです。そこで、水資源開発促進法では、現行河川法のこのうたてたままでありすけれども、しかし、水の利用、水資源の総合的な開発利用という、こういうことによつて、この法律によつてやつていこう、こういう考え方だと思ふのです。その点は、私のそのように理解していることがどうか、こういうふうに聞いています。

○政府委員(畑谷正実君) お話しのとおりでございます。水資源法におきましては、水資源法によりまして、特定の指定した水系の水の需要計画を立てまして、これが実施促進をはかるというところが、水資源法の問題点でございます。そこで、水資源法と、この河川法との関係でございますが、御承知のとおり、水資源法によつて、そう

いう需給計画を立てて工事を実施する基本になる水利権の制度というものは河川法によつてゐるわけでありまして、この水利権制度を河川法によつて基本的な対策を立てるといふのがその関係でございます。

○鈴木壽君 まだあなたのおっしゃる後段のことは聞いておりませんでしたが、ね。現行の河川法をもつてしては、水の総合的な開発、あるいは利用といふことが十分行なわれない、したがつて、その利用開発というものを進めるために、水資源開発促進法というものをつくつた、私はこういうふうに理解しております。これは法律の目的を見ましても、第一条を見ましても、そういうふうになつております。そうすると、これを現在のところ、これは企画庁のほうからひとつ、関係者においてを願つてゐるつもりでございます。が、いらっしゃるようでしたら……

○鈴木壽君 当時水資源開発促進法を制定する際に、われわれが開かれましたことは、現行河川法のたてたままはそのまゝにしておいて、しかし、なおかつ、そののみによつては不十分な点もあるから、この法律によつて今後の水の開発利用といふものをやつていくのだ、特に問題になつてゐる、たとえば東京あるいは南関東のほうを中心とした水の問題、あるいは大阪等を中心としたその周辺の水の問題、こういう問題はこの法律によつて解決できるのだ、やるのだ、そのためには公団というものをつくつて仕事をやつていく、こういう趣旨だと思ひますが、そのわれわれの理解については、誤りがないかどうか、ひとつお聞きします。

○政府委員(崎谷武男君) 水資源開発促進法ができましたときの、いまの鈴木先生のお話は、そのとおりであらうと思ひます。水資源開発促進法は、何と申しますか、河川の管理という現行河川法、その上に立つて、新たに水資源の開発の事業をやつていこう、こういうことでございまして、そのいきさつ、理解は、先生のお話しのとおりだと私も承知しております。

○鈴木壽君 その場合にこの法律によつて水資源開発をしていく場合に、現行の河川法の定めるところによる都道府県知事の管理権、これではどうしてもいけなくて、これは建設大臣がやつぱり管理権を持たなければならぬという、こういう点についてはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(崎谷武男君) 水資源開発促進法ができましたら、二年になつて、水資源開発促進法の所期いたしております水を広域に、かつ、緊急に開発する必要があるところ、水系の指定から始まつていくわけでありす。私も水資源開発促進法の運用にあたりまして、管理権が知事にあることがどの程度の支障になつたかという先生の御質問でございすけれども、二年間の運用で考えてまいりました、やはり水系一貫といふことは、水資源開発促進法でもうたつております。水系を一貫して開発をするといふことでございす。でございすが、旧河川法時代の管理体制の上に、木に竹をついたといつてはたいへん言い過ぎかもしれないけれども、やはり同じく河川の管理も、水資源の開発も水系を一貫してやつていくといふほうが、よりベターであらう、ただいまそういうお答えができるかと思ひます。

○鈴木壽君 当時水資源開発促進法を出して、われわれに説明したその際とは違つて違つてきましてね。河川法のたてたまま、現行の河川法のたてたまま、それに不足な分はこれでもっていわば補充的な役割りを持たせる法律なんだと、そして緊急に必要な水をこれによつて確保できるのだと、こういう説明であつたと思つて、いまそれをそういう理解がいかどうかお聞きしたら、おまえの言うとおりでたといふうにおつしやつておりますが、そうすると、今度の河川法の改正は、知事の管理権といふものを国が持つ、こういうことになつてきておるわけでありす。これは全部じゃありませんけれども、いわゆる重要な河川についてはそういうふうになるのであります。だから、それがこの法律でたつと合ふんだというふうなことになるかと、当時の説明とは違つてきています。これは管理権がどこにあるか、水の開発利用といふものをいふが、責任でやろうといふことなんですよ、違ふんですか。その場合に必要なる河川の水系を指定をしよう、こういうことになると思ふのですが、そういうふうにか考へるべきじゃないのですか、いかがですか。

○政府委員(崎谷武男君) 二年前に——二年前のことになります。水資源開発促進法ができましたときに、先ほど先生のお話しのとおり私も理解すると申し上げましたが、これは当時河川法の改正といふのはまだ今日ほど日程のほつていなかった、ですから明治二十九年以来の河川法の上に立つて水資源開発の促進を広域かつ緊急にやつていくと、こういうことのために事業法

ができたわけでございます。ですから、そういうふうな当時の状況としては、管理体制はともかくといたしまして、ということになるわけでございます。私が先ほど申し上げましたのは、二年間の水資源開発の運用その他から見まして、その管理体制を水系を一貫して、明治二十九年のものを改めて新しい管理体制をつくっていくというところでございますので、水資源開発促進のためにも水系を一貫して管理されるのが、よりベターであろう、現在、河川法の改正が日程にのぼっておりますので、いましてはそういうことが申し上げられると、こういうことでございます。

○鈴木壽君 現在までに指定された水系は、利根川水系と淀川水系の二つだけでございますか。なおこれから指定をしようというふうに考えておられるところがありましたがあわせてひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(崎谷武男君) ただいまの段階では利根川と淀川だけが指定水系になっておりますが、昨年以來、さらに——水資源開発促進法ができましたときにすでに議論になっておりました、木曾川——木曾及び揖斐、長良の三川総合でございまして、木曾川それから四国の吉野川、九州の筑後川、こういった水系について、できるだけ早い機会に指定水系にしたいというところで準備を進めております。

○鈴木壽君 もう一度お聞きします、水資源開発促進法によって、まあ水資源の開発利用ということをやっていくには、別に現行河川法の規定にある知事の管理権というものを動かさなくてもこれは十分にやれると思ひます。

が、その点をもう一度ひとつ。○政府委員(崎谷武男君) ただいまの水資源開発促進法というのは旧河川法のときにできた法律でございます。でございますので、新しい河川法の中に——管理権が旧河川法のままで水資源の開発促進ができないかと申しますれば、できないとは私は言い切れません。言ひます。言い切れませんけれども、先ほども申しましたように、水系一貫管理、水系を一貫して開発するということからいいますならば、少なくとも新しくつくる法体系のもとに水資源開発をやっていく、これがよりベターであり、正しい態度だと思ひます。

○鈴木壽君 じゃ、この水系の指定によって、利根川それから淀川の二つやっておりますが、東京都のいわゆる水不足に対処しての仕事をいまやっておりますね、こういうことについても少し現況をお話しいただきませんか。矢木沢ダムとか、いろいろなかをやっておりますし、こういう点について実際の計画に基づいた公団の仕事で、それについて一体どうなのか。これについてひとつ現況をお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(崎谷武男君) ただいま水資源開発公団は三年目の事業年度になります。利根川水系におきましては、矢木沢、下久保の上流のダムのほかに、これから水を取ります利根導水路、印旛沼開発事業というものをいまやっております。それから、ことしから新たに利根川の河口のぐきの実施計画調査に入ることになりました。——矢木沢ダムといたしましては、建設省から引き継いだダムでござい、順調に進んでおります、た

だいまのところは全体の五〇%程度まではできております。こういうふうな考へております。それから下久保につきましては、補償がほぼ片づきましたので、ただいま仮設工事、その他の準備工事ともかなり進みまして、本体コンクリートの打設が四十年になります。が、その準備のための基礎掘き等に着手しております。それから利根導水路のうち利根川のせきをつくり、合口ぐき、それから利根川と荒川を結びます連絡水路、これにつきましては、まだ着手いたしてはおりませんが、荒川から水を取ります荒川取水ぐき、それから東京都の浄水場に持ってまいります水路、こういったものについては非常に順調に仕事が進んでおります。これはまあオリンピック開催ということもございまして、東京都の水不足にこの秋から十分な力を発揮できるものと思ひます。印旛沼開発事業につきましても、これは農林省から引き継いだわけでありまして、いま約四〇%程度の進捗状況を示しております。群馬用水につきましては、これは昨年十月に事業実施方針が示されまして、ことしの三月に実施計画の認可を受けました。今年度中に幹線水路、榛名幹線の一部に着手する予定でございまして、それから関西の淀川水系でございまして、それから、これにつきましては、すでに公団は長柄の可動せきの事業につきましては完成いたしました。それから管理の段階に入ります。それから奈良県の高山ダムでございまして、高山ダムにつきましては、補償の問題がようやく進みまして、この来年度になり、この来年度の本体コンクリートの打設に必要な掘き作業、その他必要な準備工事

にことしじゅうにかかると思われま。それから淀川水系につきましては、新たにことしから青蓮寺ダム、これはダムサイトは三重県でございまして、青蓮寺ダムの建設に、ことしから実施計画調査に公団が当たっている、こういう段階でございまして。

○鈴木壽君 例として申し上げます、いまのお話からいいますと、利根川水系の問題、これは水資源開発促進法によって指定をし、さらに工事を進めていく、こういうことで工事ができ上がった場合には、東京都のみならず他の関係する地域の問題もありません、心配ないような事態になる、こういうことだと思ひますが、それでよろしうございませうか。

○政府委員(崎谷武男君) 大体昭和四十五年までの東京都の水の需要を想定いたしますならば、まだ矢木沢、下久保のダムのほかに、利根の河口ぐきとか、そういった事業をやらなければならぬ。いまの段階では四十五年を想定いたしまして、私も、つい先ほど利根川水系の水の需給計画につきまして、各県にも意見を聞きまして、セットしたわけでありますが、それに、利根川の河口ぐき、その他利根川の、なおこれから手をつける若干のダムもございまして、東京の水はほぼ心配なくまかなえる、こういうふうな考へております。

○鈴木壽君 そういたしますと、まあいろいろ水の需要が多くなつてきておる、そういう地域に対して、たとえば他の府県の知事が管理をしておる川、こういうところからでも、この水資源

開発促進法によって河川の指定をし、工事を進めていけばその問題が解決はできるんだと、こういうことだろうと思ひます。また、法律のねらいもそうであつたと思ひます。現在のところは利根川あるいは淀川だけしかありませんが、まあこれから木曾川であるとか、あるいは吉野川、筑後川、こういったふうな広がっていく、そこで計画を立て、工事を進めていけば、最近特に著しく需要が増大しておる水の問題、これは一挙にというわけにはいかぬけれども、少なくとも部分的にはこれは解決できると、こういうことになると思ひますが、したがって、利根川の場合ですね、管理権を国で持たなければ一貫したそれができないとか、なにかということではないと思ひます。建設大臣は自分のほうで握らなければならぬんだと、こういうことを言っておりますが、いまのままで管理権が都道府県知事にあつても、この法律の運用、活用、これによる仕事をやっていくことによつてこれは十分目的が達成できる、特に利水の面ではこういうことになると思ひますが、その点どうで

○政府委員(崎谷武男君) これは、もう先ほどお答えいたしましたような考へといひます。水資源の開発促進法が旧河川法の上に立つてできた、それを、それがどうして支障があるんだ、こういった砕いたお話しになります。と、それは私も旧河川法、いまの河川法でございまして、その上に立つて仕事をやれということでございます。水資源開発促進法ができたわけでござ

て計画は一貫したものをつくるんですから、つくったものについて仕事をやる、仕事の主体が場合によっては、多くは公団でやるでしょうが、しかし、他の地方団体等もやらなければいけないことも出てきますけれども、ですから管理権はどこにあるということではないのですね。しかも、何べんも言うように、管理権が府県知事のもとにあるのだということを前提にして、なおかつ、全般的な、総合的な、合理的な水の開発利用をしようという、こういう法律なんですから、単に感じの上で都合がいいとか悪いとかいう問題じゃないのです、これは。もしやらなければ、さっきのところでも大臣にちよつと言ったのですが、この水資源開発促進法の運用において、どうも怠慢であ

私の言いたい、そして聞きたいことは、これは今度建設省のほうになります。が、こういうものがあって、なおかつ、何のためにいろんな無理をして管理権を持たなければならぬか。しかも、その川が百以上百二十ぐらゐまでというようなことに至っては、私はどうも考え方が納得できないわけなんです。そこで――局長さんよろしゅうございます。時間もありませんから。同じようなことで、多目的ダム法によつてはできませんね、これは相当。多目的ダム法、いま私一々条文読むことやめますが、やらなきゃいけない、建設大臣の権限として。しかも、繰り返して申し上げますように、管理権が知事にあつたことを前提にして、こういう

ともと思われませんが、いまお話しのとおり、水資源開発促進法、これは現在の河川法に従っておりますから、これは現に仕事はやつておるわけです。河川法の管理自体にしても、現在の河川法に従つてやつておりますが、そういう点においてやれないということはないのですが、現在の河川法ではまだまだもっと改良し、改善するところがあるじゃないかということ所で取り上げておるわけでございます。水資源開発促進法によりまして、先ほど申し上げましたとおり、水の需給計画を立てて、それが工事促進をはかるというところでございまして、そこで需給計画を立てた水の配分、そういうものに対する水利権、いわゆる水利調整、そういうものが現行の河川法ではまだ

りますが、見ていると、どうもこういういろんな問題、それは何も現行河川法における管理権が知事にあることによつて出てくる問題ではないんですよ、大体において。いかにも知事が握つておつて放さないから、この問題が解決できないんだ、利水の面でもと、こういうふうにすぐおっしゃるのですが、そういうものじゃないんじゃないですか。一体東京都のほうは、何べんも申し上げますが、利根川の利用というような問題について、単なる形は、あるいは知事が持つていうふうかどうかのこのと言つていろいろ見えるかも知れませんが、そうじゃないのじゃないですか。それから水資源開発促進法等によつてやるにしても、やればやれるのです、これは。知

の場合、たとえば、こちらの東京における上水道、あるいはその他工業用水の問題、こういうものを持つてくることによって、たとえば群馬県なり他の地域における農業用水なり、その他必要な水を一体どうするのか、こういう問題でまだ納得のできないところにいろいろの問題が出てくるのであります。そういう利水の配分計画というものを納得させ得るものがちゃんとできれば、これは問題はないですよ。利根川の水が現在利用されているものが一〇%とか一二%だけしかない、こういうふうに言われております。まあ私正確なこととはわかりませんが、かりに東京都へ持つてきてもそれが何%になるか、全部の水をこっちへ持つてくるわけじゃないのです。地元でも使える

水はある、ちゃんと確保できるので、また確保しなければならぬ、そういうようなことが十分できて、計画として、あるいは実際に工事をしていく上にもそういうものがある、そういうものである。管理の問題等もからんできませんが、そういうものが解決できれば、何もそんなに管理権をたてに、それでも水をやらぬとか何とかということを言っているのじゃないのです。これは十分あなたの方、いままでの経緯から、これは御認識いただいていると思うのです。それを私は申し上げたい。現行法規をフルに活用する、それによって十分やっていくものを、管理権がなければうまくいかないのだという、こういう考え方を私はとることはできない、こういうことなのであります。局長、どうです。

○国務大臣(河野一郎君) 問題は、現行法でいいじゃないか、できるじゃないかという御意見と、私たちの現行法は直したほうがよろしいという、私はここまでする意見の相違じゃないかと思ひます。私たちは少なくとも現行法で、いままで河川、水等についてやってまいった行政、もしくは国民の多くの人がこれを利用しようとする側にある、これらが今日の段階において広域行政のもとに、広域にこれを利用するというのが今日国家の要請である、国民全体の要請であるという立場に立って、その目的を完遂するためには、広域行政の完遂できるようなふうになすことが必要である、こういう私は世論の要求によってわれわれとしては考えた、こういうことに御理解いただきたいと思うのであります。もしそれを現行でやればいいじゃないか――

決してだれもなまけておった人はいないと思ひます。問題は、一部反対された知事さん、やれとおっしゃった知事さんというわけで、それぞれの知事の立場によって、あるいは賛成と云ひ、あるいは反対と云われた、こういうものはすべてそれらの点を具現しておると私は思ひます。したがって、反対された知事さんのその意見を十分われわれは承りまして、それらの反対された知事さん、それぞれの県の立場において御意見を申された人の立場、たとえば既存の水利権、既存の水利によるところの県の収入もしくは河川の水利、治水というふうな面に対しては、知事さんの御意見を十分尊重して、それらの知事さんの御意見を充足するように努力をするということについて、知事さんの御意見もしくは地元の県民諸君の御要請にこたえ、一方これをすみやかにやれという人に対しては、われわれとしては、これらの意味において十分国家的見地において調整するということが一番必要であらう、特にこれを強く意識いたしますものは、河川の実態を調査すること、そうして治水をさらに利水の面に将来理想的に上昇していくことが、われわれの河川行政、治水行政の、もしくは水行政の理想でなければならぬという意味合いにおいて、われわれは、本案をぜひひとつ御賛成をいただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 大臣から、意見の相違だからおまえたはどうかであれおれはおれだということになつては、これは話もこれでおしまいになるようでございますが、基本的な問題は、地方においての行政がどうなればならぬのか、こういう問題なんです。そういうことからこの管理権というものを私は問題にしているのではありません。おっしゃる通りに広域行政、広域処理、これは確かに必要なのであります。それなしにはやらないでいけません。特にこういう問題、河川の問題等におきましてはそういう事態になつてきておるんです。しかしその場合に、広域行政だから広域的に処理をしなければならぬ、あるいは利用しなければならぬ、だからこれを知事の権限にゆだねておいたんじゃない、から国のほうで持つんだ、建設大臣が持つんだ、こういうことは、これは私ははっきり言つて間違ひだと思ふ。水の問題抜きにして地方の、たとえば府県の行政というものは一体考えられるか、考えられませんか。河川行政というものがそもそも総合的なものであり、と同時に、都道府県におけるいわゆる地方行政というものは、これは総合的に行なわれなければならない、その柱になるものは何本かありますけれども、その一つは、私は河川行政だと思ふ。その大事な柱をいま抜き取つてしまおうというんですから、その考え方は誤りだ、こういうふうには私は申し上げるのであります。世論がそれをやっておる――世論というものはいろいろ世論はありますが、実態を、たとえば東京都の水不足を、群馬県知事ががんばつておつて、管理権をたてにして水をよこさないんだという。そういうことじゃないんだというのを、いわゆる世論と言われるが、その人たちは真相を知らないんですね。形の上だけで、管理権が各都道府県知事に握られてばらばらになつてゐるから、こういうこと

になつてきているんだという、それはけしからぬ、こういうことになるだけの話です。真相はかわらない。広域行政の問題は国が権力を握つて、あるいは何かの力で総合的にやるということなしに、地方自治団体の行政の中にいかにして総合的な処理をするか、総合的な広域的な処理をするかということなんです。しかし、これは、いまあなたと云うふうな議論をしておつても始まらないと思ひますが、私は、その問題は大臣のお考えが違ふと思ふのです。惜しいと思ふのです。河川法そのものの手直しを私は必要だと思ふし、しなければならぬと思ふが、その中であなたが中心に考える管理権の問題というものは、どうしても私はあなたにとつて非常に残念だと思つておるのです。どんな仕事をしようとする、住民の要望にこたえるようにしようという、こういう意欲は非常に高く買うのですが、それをこの問題にかけおるといふ、こういうことになりますと、私はいま言つたように非常に残念だと思ふのです、あなたの考えは。実は時間もありませんから、いろいろ水利権等の問題についてもお聞きして思つたのですが、やめます。ただ、慣行水利権等の問題をよく考えなければならぬということは、この機会に申し上げておきたいと思ふし、それから、いま一つは、河川法がこつこつと新しくなることによつて、河川に關係する他のいろいろの法律がこのままだとはいけないのじゃないかと思ふものがあるのですが、どういふふうにか考へられておるのか、この点、これは局長からでもいいのですが、聞いておきます。たとえば、せんだつて大臣は水

防のことなんかでも、こういうふうなことをおっしゃつておりましたね。水防法は、一体いまの管理権が知事にあるということを前提にして水防法は組み立てられておるのだ、これと一体どういふふうになるのか。治山の問題は一体どういふふうになるのか。これはいろいろ変わつてこなければならぬと思ふのです。そこら辺どういふふうにか考へられておるのか、ひとつお聞きします。

○国務大臣(河野一郎君) 治山、砂防、これらにつきましては、かねて私は建設省、農林省の間に調整をとりまして、そうして漸を追うて改正をしまつてまいりたい。長年にわたり両省所管の大臣のこれは意見の分かれるところでありまして、一気にこれを解決することはむずかしいことであつた。たとえば、建設省の砂防の課長と農林省の課長との人事の交流をはかつて、調整をはかつてまいりまして、こつこつにお互いに相手方それぞれ所管の理解をすることによつて、あるときにひとつ抜本的に調整をしたいと思つて努力中でございます。

水防につきましては、御指摘のような考え方もありますが、御承知のとおり、水防法は、基本の精神とするとところは、沿岸住民諸君がみずから守るといふところに発足して水防法が組み立てられておることは御承知のとおりであります。必要あらばこれらについても手直しすることは、むろんのことなことです。まず基本になります河川法の改正をまずやりまして、順次必要があればそれを改正していくことは、むろんしなければならぬと思ひます。要は、水防のことであり

ますが、私は順次足固めをして、そうして日本の河川について、いかに水を利用するか、どの水をどういうふうにご利用するか、既存の水利権を尊重しつつ、その水利権を充足しつつ、余剰の水をいかに利用するかということが、将来の日本の発展の基盤になるべきものだと思います。ここに

河川法によって十分河川の実態を調査する、そうして国家的にこれらの水の利用をしていくというところに将来の目標を打ち立てていきたいというように考えておりました。治水は、いま言うところ、完全な利水のもとに治水はあられるけれども完全な利用ということ——多摩川等において見られる例がそれじゃないかと思えます。こういうふうな、たとえば利根川につきましても、上流にダムを、多目的のもとにどういうふうなダムを分散してつくるか、そのつくったダムの利用はどういうふうな利用するかということ、国家的見地に立ってやっていくことが必要である。そうしてこれを完全にする

ことにおいて、私は利根川の防水についても相当の効果をあげることができるといふふうに考えておるのであります。先ほど来群馬県知事の立場、地方行政等の関係においていろいろお述べでございましたが、そういう立場も十分考慮しつつ、決してそういう点をみだりに侵さないように努力してやってまいりたいと考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 個条書きの二つ二つであと終わりますが、地元の知事の意見を聞かなければならぬというのが、四条にも、そのほかのところにもあります。指定をする際に、知事が困る、都

道府県議会の議決が反対だというようなことが出てきた場合に、一体どうなりますか。それは、そういう意見があれば指定はやめますと、こういうことになりませんか。——十分に意見を聞くというようなこと、その点が一つ。

それから水防法の問題ですがね、将来というようなことを言っておられますが、それから地方住民が自分たちを守ることが中心だからと、こういうことを言っている。自分たちを守るためには、河川もやはり自分たちが守っている形が一番いいんですね。そういうことから言っても、河川は別、自分の身を守ることは自分だと、こういうことも理屈としてはおかしいことなんで、だから、もしも河川法がこういうふうに変わるならば、やはり水防法もたてまえは、一体、いまのように知事に最高の責任を負わしているのですから、これでいいかどうかということ、これは真剣に考えなきゃいけませんよ。自分たちで守るから自分たちでやれと言ったのではないかと思う。砂防法の問題にしても、一体、これは農林省との関係のみならず、河川そのものに

関係してくるのですから、それをみんな知事の責任においてやらせるようなことになっている、そういうものを、私はもったときちんとしておかないといけないと思うのですが、もう一度ひとつ……。

○国務大臣(河野一郎君) 私も全国砂防協会の会長をいたしておりますが、砂防は知事の責任において一切まかしてある、そういうことはございませ

おります。私も協会長の立場でいえばそうでございます。現にそうやってお話をしたがつて、必ずしもいまおそれからこの川の問題について、地元の反対があったらどうするか——反対のあるものはもちろんやしません。それはそうじゃない。逆に、何とかしてこれを一級河川にせいという、全国から御要望が多過ぎて、それで一体順位をきめるのに困るのじゃないかというふう

に私は考えております。必ずそうなることは確信いたします。だから県会で反対があったら、それを押し切つてやるか、そういう事態の法律ならば、法律は、私は不適当な法律だと思いません。全国の世論は決してそういうものじゃないと確信いたしております。

○鈴木壽君 きょうはまあその程度にいたします。

○委員長(安田敏雄君) 他に御質疑はございませんか。——御発言もないようでございますから、本連合審査会は、これにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。よって連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

昭和三十九年六月十六日印刷

昭和三十九年六月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局